

令和5年第2回（5月）

県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

# 会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和5年 第2回（5月）県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 令和5年5月29日（1日）

3 付議事件表

議案番号	事 件 名	議 決 月 日	結 果
	議長の選挙について		指名により南条 博君
	副議長の選挙について		指名により城 幸太郎君
	議席の指定について	諫早市 1番から7番 大村市 8番から11番 雲仙市 12番と13番 副議長 14番 議 長 15番	
	会期決定の件		5月29日の1日と決定
	会議録署名議員の指名について	5月29日	指名 青山昭広君 岩竹洋一君
	議会運営委員会委員の選任について	5月29日	指名 岩竹洋一君 大久保正博君 島田和憲君 中崎秀紀君 松尾祥秀君
議案第8号	財産の取得について (高規格救急自動車(災害対応特殊救急自動車の購入)	5月29日	原案可決

○ 出席議員（14名）

1 番 青山 昭広 君  
2 番 岩竹 洋一 君  
3 番 永尾 典嗣 君  
4 番 大久保 正博 君  
5 番 島田 和憲 君  
6 番 相浦 喜代子 君  
7 番 並川 和則 君  
8 番 中崎 秀紀 君  
9 番 光山 千絵 君  
10 番 松尾 祥秀 君  
11 番 堀内 学 君  
12 番 佐藤 義隆 君  
14 番 城 幸太郎 君  
15 番 南条 博 君

○ 欠席議員（1名）

13 番 松尾 文昭 君

○ 説明のため出席したもの

管理者 大久保 潔重 君  
副管理者 園田 裕史 君  
副管理者 金澤 秀三郎 君  
監査委員 江嶋 多鶴子 君  
事務局長 後田 一光 君  
消防長 溝口 康二 君  
次長兼諫早消防署長 橋本 憲和 君  
総務課長 牛嶋 広輝 君  
消防総務課長 増田 里己 君  
大村消防署長 平野 真也 君  
小浜消防署長 原田 義弘 君  
警防救急課長 渡邊 博 君  
予防指導課長 安達 知誠 君  
通信指令課長 片田 慎一郎 君

○ 議会関係出席者

書記長 牛嶋 広輝 君  
書記 三丸 大作 君、柳谷 隆幸 君

○書記長（牛蒥広輝君）

皆さま、こんにちは。

本日の臨時会は、諫早市議会議員の組合議員改選並びに大村市議会議員の任期満了に伴います選挙後、最初の議会でありますので、議長及び副議長が不在のため、議長が選出されるまでの間、組合規約第6条第5項の規定に基づき、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席議員の中で、並川和則議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。並川和則議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（並川和則君）

皆さん、こんにちは。ただいま、御紹介をいただきました、諫早市議会議員の並川和則でございます。

組合規約第6条第5項の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、令和5年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。議事の進行につきましては、本組合の議会会議規則第2条で準用することになっております、諫早市議会会議規則により進行いたします。

議事に先立ちまして、今回、任期満了に伴います選挙などで、組合議員の一部に変更がっておりますので、本日御出席の議員の皆様を御紹介いたします。

書記長に朗読させます。

○書記長（牛蒥広輝君）

それでは御紹介いたします。諫早市議会議員の青山昭広議員、同じく岩竹洋一議員、同じく永尾典嗣議員、同じく大久保正博議員、同じく島田和憲議員、同じく相浦喜代子議員、同じく並川和則議員、諫早市議会議長の南条 博議員、大村市議会議員の中崎秀紀議員、同じく光山千絵議員、同じく松尾祥秀議員、同じく堀内 学議員、大村市議会議

長の城 幸太郎議員、雲仙市議会議員の佐藤義隆議員、雲仙市議会議長の松尾文昭議員。  
なお、松尾文昭議員につきましては、会議規則第2条に基づく「欠席の届出」が提出されております。以上でございます。

#### ○臨時議長（並川和則君）

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

管理者から発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

#### ○管理者（大久保潔重君）

皆様こんにちは。本組合管理者の諫早市長 大久保潔重でございます。

本日ここに、令和5年第2回県央組合議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今回、諫早市議会議員の組合議員の改選及び大村市議会議員の任期満了に伴います選挙が行われております。新たに組合議員として御就任いただきました議員各位におかれましては、これからの組合運営に御理解とお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当組合は、昭和46年4月に設立され、翌47年4月から常備消防及び救急業務を、49年4月からは不燃物処理業務を共同処理事務として開始しております。

両業務とも長年にわたって関係市と連携しながら、圏域住民皆様の安全安心と環境衛生の向上に努めているところであります。

今年度は、多種多様化する災害に対応するための防災拠点施設として、諫早消防署高来分署及び小浜消防署の建設工事に取り組んで参ります。引き続き、皆様方の御協力をお願いいたします。

それでは、副管理者、職員並びに監査委員を紹介させていただきます。

副管理者の園田裕史大村市長でございます。同じく副管理者の金澤秀三郎雲仙市長でございます。

職員の紹介をいたします。事務局長の後田一光君でございます。議会書記長を兼務しております総務課長の牛島広輝君でございます。消防長の溝口康二君でございます。消防本部次長兼諫早消防署長の橋本憲和君でございます。消防総務課長の増田里己君でございます。大村消防署長の平野真也君でございます。小浜消防署長の原田義弘君でございます。警防救急課長の渡邊 博君でございます。予防指導課長の安達知誠君でございます。通信指令課長の片田慎一郎君でございます。代表監査委員の江嶋多鶴子氏でございます。議会選出監査委員の松尾文昭氏でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、提出しております議案等につきましては、事務局長、消防長より説明させていただきますので御了承を賜りたいと存じます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○臨時議長（並川和則君）

これより議事日程第1号より議事に入ります。日程第1、「議長の選挙について」を議題といたします。

組合同約第6条第2項で、「組合議員のうちから組合の議会で選挙する。」と規定されております。お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長の指名推選の方法で行うことで御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

#### ○臨時議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、臨時議長の指名推選によることに決定しました。

議長に、南条 博議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、南条 博議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、南条 博議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました南条 博議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。自席より、議長就任の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○8番（南条 博君）

ただいま、議長に推挙されました、諫早市議会議長の南条 博でございます。

身に余る光栄と心から感謝申し上げます。県央組合が処理する、消防救急事務及び不燃物処理事務等の広域行政の円滑な推進に努めて参りたいと思っておりますので、皆様方の御支援と、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議長の就任受諾の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（並川和則君）

以上で、私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。南条 博議長、議長席をお願いいたします。議長交代のため、暫く休憩いたします。

○議長（南条 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、「副議長の選挙について」を議題といたします。

副議長の選挙の方法について、お諮りいたします。組合同約第6条第2項で、「組合議員のうちから組合の議会で選挙する。」と規定されております。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選の方法で行うことで御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定しました。

副議長に、城 幸太郎議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、城 幸太郎議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

異議なしと認めます。

よって、城 幸太郎議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました城 幸太郎議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。自席より、副議長就任の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○13番(城 幸太郎君)

ただいま、御推挙をいただきました大村市議会議長の城 幸太郎でございます。

謹んでお受けさせていただきますとともに、感謝申し上げます。

議長をしっかりと補佐し、県央組合の発展のために努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長(南条 博君)

次に、日程第3「議席の指定について」を議題とします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

書記長に朗読させます。



○書記長（牛畠広輝君）

それでは、議席を朗読させていただきます。

1番 青山昭広議員、2番 岩竹洋一議員、3番 永尾典嗣議員、4番 大久保正博議員、5番 島田和憲議員、6番 相浦喜代子議員、7番 並川和則議員、8番 中崎秀紀議員、9番 光山千絵議員、10番 松尾祥秀議員、11番 堀内 学議員、12番 佐藤義隆議員、13番 松尾文昭議員、14番 城 幸太郎副議長、15番 南条 博議長、以上でございます。

○議長（南条 博君）

ただいま書記長が朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

議席交替のため、しばらく休憩いたします。

○議長（南条 博君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

今期臨時会の会期を本日一日とし、会期中の日程については、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、会期は一日と決定いたしました。

次に、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期臨時会の会議録署名議員に、1番 青山昭広議員、2番 岩竹洋一議員を指名いたします。

次に、日程第6、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、組合議会委員会条例第1条第2項で6人となっており、第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する。」となっております。

ります。今回、議会運営委員会委員について、関係市の選挙等により、委員の一部に欠員が生じております。

議会運営委員会委員の選任については、組合議会委員会条例第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する。」となっておりますので、欠員となっております諫早市から3人、大村市から2人の選出となります。

議会運営委員会委員に、岩竹洋一議員、大久保正博議員、島田和憲議員、中崎秀紀議員、松尾祥秀議員、以上5人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

#### ○議長(南条 博君)

異議なしと認めます。よって、以上のとおり選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選につきましては、県央組合議会委員会条例第7条第1項で「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会を招集して、委員長の互選を行わせる。」と規定されておりますので、直ちに別室で議会運営委員会を招集いたします。

議会運営委員会開催のため暫く休憩します。

(午後1時18分 休憩)

(午後1時26分 再開)

#### ○議長(南条 博君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会における、委員長、副委員長の互選の結果を御報告いたします。

議会運営委員会委員長に大久保正博議員、副委員長に松尾祥秀議員。以上のとおりでございます。

次に、日程第7、議案第8号「財産の取得について（高規格救急自動車（災害対応特殊救急自動車）の購入）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### ○事務局長（後田一光君）

議案第8号「財産の取得について（高規格救急自動車（災害対応特殊救急自動車）の購入）」について、御説明申し上げます。

本案は、諫早消防署多良見分署及び大村消防署久原分署において、現在使用しております高規格救急自動車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得金額は6,655万円、取得の相手方は、福岡市中央区渡辺通4丁目8-28福岡トヨタ自動車株式会社、代表取締役 金子直幹氏でございます。

なお、納期につきましては、令和6年1月31日までとしております。

資料といたしまして、議案の次のページ、資料1/3に物品売買仮契約書の写し、2/3に入札及び見積結果表、3/3に取得いたします高規格救急自動車と同型の車両写真を添付しております。以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（南条 博君）

これより質疑に入ります。

#### ○5番（島田和憲君）

諫早市議会の島田でございます。お伺いをいたします。今回の車両につきましては、提案理由で御説明がありましたように、老朽化のためということですが、県央組合の方で更新基準というものが定められているのかが1点。

次に、災害対応特殊救急自動車という名称がかっこ書きで記載されておりますが、これについてももう少し詳しく説明をいただけたらと思います。

それと、今回の救急車は資器材とセットでの入札ということでよろしいでしょうか。以上3点、お尋ねします。

## ○消防長（溝口康二君）

議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、県央消防本部の車両の更新基準についてお答えいたします。車両の更新基準を設けております。高規格救急自動車につきましては、購入から8年若しくは走行距離が20万キロを超えるものと定めております。他の車両につきましては、化学車、梯子車につきましては21年、タンク車、ポンプ車、救助工作車につきましては19年、ほか防災広報車、資器材搬送車、指揮車、査察広報車につきましては21年、事務連絡車、広報車につきましては22年と更新計画を定めております。

なお、前年度にこの更新計画の見直しを行い、防災広報車、事務連絡車、タンク車、ポンプ車、救助工作車につきましては更新期間を延長しております。

次に2点目、災害対応特殊救急自動車についてですが、今回、多良見分署と久原分署の車両を更新いたしますが、2台とも車両の仕様、資器材は同じものになります。ただ、久原分署の救急車につきましては、災害対応特殊救急自動車として緊急消防援助隊の登録車両とするもので、国庫補助を受けて購入するものになります。災害対応特殊救急自動車とするためには要件がありまして、4輪駆動のものであること、高度救命処置用資器材を積載しておくことなど、補助対象要件を満たしておく必要がございます。

災害対応特殊救急自動車に登録することで、緊急消防援助隊といった、全国で大きな災害が発生した際に全国の消防隊が集結し、協力して災害活動にあたる組織があります。

現在、緊急消防援助隊につきましては全国で6,600部隊の登録があります。県央消防本部におきましても、10隊、34名の登録を行っております。10隊の内訳としましては、消火隊が4隊、救急隊が3隊、救助隊が1隊、後方支援隊が2隊となっております。この中の救急隊である1隊、久原分署の救急車を更新するものでございます。

最後に、入札についてですが、今回車両と資器材は一括で入札を行っております。以前、平成30年になりますが、車両と資器材を別々に入札した経緯がありますが、入札に対してあまりメリットが見られなかった、事務が煩雑になった、資器材を車両に積載する際の艤装調整に手間取ったり、納品期限に影響を及ぼしたということがあったため、車両と資器材の同時入札としております。

#### ○5番（島田和憲君）

3点、御説明いただきありがとうございます。

救急車の更新基準に際しては8年、20万キロを目安に更新を行っているということ、災害対応特殊救急自動車については、更新する久原分署の救急車が緊急消防援助隊の登録車両になるという説明をいただきました。

入札に関しては、以前は車両と資器材を別々に入札していたが、事務が煩雑になったりしたため、セットでの入札になったという説明ですが、私の私見としては車両については車両販売業者が専門的知識を有しておりますし、救急資器材については医療機器販売業者が専門的知識を有していると思うわけです。受注機会の平等化を図るためには分散発注にした方がよいのではないかと考えますが、その辺りについて見解があればよろしく申し上げます。

#### ○事務局長（後田一光君）

ただいまの御質問の件ですが、以前も分離発注という手法を行ってきたという経緯はありますが、現在のところは一括発注に落ち着いているということです。

現在の社会情勢の中、納期等の制限を考えますと艤装の段階で時間がかかるとい

うデメリットなどところがありますので、今回は一括発注とさせていただきます。

発注方法につきましては、今後の検討課題として事務を進めていきたいと思えます。

○2番（岩竹洋一君）

コロナの感染者搬送についてですが、以前は救急車に目張りのようなビニールシートを追加で購入し、隊員の感染防止に対応していたと思いますが、今回の入札に関し、感染症に対する資器材が追加であるのか、若しくは5類に分類されたことで特に考えてないのか見解をお願いします。

○消防長（溝口康二君）

議員の質問にお答えいたします。

コロナに対する資器材についてですが、前年度に傷病者全体を覆う「ポップアップアイソレーター」を購入しております。この資器材は、コンパクトに収納することもできるため、全救急隊に配備しております。

○2番（岩竹洋一君）

ということは、今回の入札項目には入れずに事前に準備していたという認識でよろしいでしょうか。

○消防長（溝口康二君）

今回の車両に新たに追加することはしておりません。

○議長（南条 博君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第8号「財産の取得について（高規格救急自動車（災害対応特殊救急自動車の購入）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、議案第8号は、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これ을もちまして、令和5年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議 長 南条博

会議録署名議員 青山昭彦

会議録署名議員 岩竹洋一